



秋あきの交通安全県民運動こうつう あんぜん けん じん うんどう 実施中！じっしちゅう

9月21日
～30日

四季ごとの交通安全県民運動では、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、交通安全指導員の皆さんによる見守り強化のほか、地域の皆さんとの協働での啓発に取り組んでいます。

今回の通信では、交通安全県民運動の重点取組のひとつである「**自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底**」について、確認しましょう。

秋の交通安全県民運動の詳細（福岡県）



自転車は「車」です！

道路交通法で、自転車は「軽車両」と位置付けられています。気軽に移動できる乗り物ですが、「車」の自覚をもって安全ルールを守ることが大切です。



『2ロック』の盗難対策も、セーフコミュニティの取り組みばい！



～安全のポイント～

みんなでチェック！

- 🍎 自転車は車道が原則です。左側を通行しましょう。
- 🍎 交差点ではまず一時停止！
- 🍎 信号・道路標識を守りましょう。
- 🍎 歩行者の妨げになりそうなときは停止し、押して歩きましょう。
- 🍎 夜間はライトを点灯し、反射材も活用しましょう。
- 🍎 子ども・高齢者はヘルメットを着用しましょう。



自転車損害賠償保険への加入は義務です！※1

自転車による加害事故で、多額の損害賠償金を支払う事例も…

- 事例1：損害賠償約 6,800 万円
→片手運転で減速せず坂を下り、歩行者に衝突。死亡させた。
- 事例2：損害賠償約 9,300 万円
→車道を斜め横断し、対向車線の自転車と衝突。重大な後遺障害を負わせた。

全国的事例

※1：福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第17条（令和2年10月から施行）

※危険な運転には罰則があります。



交通安全の花よ咲け！

今月、久留米筑水高校の生徒達から、通学路などの見守り活動への感謝を込めた花の苗が贈られました。花は、地域の皆さんにより山川校区コミュニティセンターの花壇に植え付けられています。



花に添えられたメッセージプレート



熱心に花の苗を世話する生徒達